

各位

一般社団法人 竹原青年会議所
2023年度理事長 新谷 章文

竹原JCサポーター入会のお願い

拝啓 皆様におかれましては益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

当青年会議所におきましては、地域の皆様方のご理解とご協力のもとに、日々竹原に密着し、まちのために活動をさせて頂いております。

つきましては、竹原に必要とされる竹原青年会議所の確立を目指し、運動の発信性を高め更なる事業・活動の展開や組織運営を充実させる為に、私達の運動を応援して頂ける企業様、団体様を賛助会員として募りたいと考えております。

竹原青年会議所の運動の趣旨をご理解いただき、賛助会員としてご入会下さいますよう、何卒お願い申し上げます。

敬具

賛助会員（団体）要項

～概要～

- (1) 賛助会員は、竹原市、及びその周辺に居住するか若くは事業場を有する個人又は法人その他の団体であって本会議所の趣旨に賛同し、その事業の発展を助成することも望むものでなければならない。
- (2) 賛助団体（団体）は本会議所に対して会費（賛助金）を支払う事によって本会議所の活動を援助するものであり、本会議所の会員としての地位を有するものではない。
- (3) 賛助会員（団体）として入会を希望する者は入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を得なければならない
- (4) 賛助会員（団体）の会員資格は1ヵ年限りとする。ただし再入会を妨げない。
- (5) 賛助会員（団体）は、有効期間終了日の1ヶ月以上前までに退会する旨の申し出によって退会することができる。申し出がない場合は翌年も自動更新とする。
- (6) 賛助会員（団体）の会費は一口 30,000円とする。
- (7) 賛助会員（団体）が所定の年会費を納入しない場合は退会とする。また、年度途中での退会に際しての会費の返却は行わない。
- (8) 本会議所の作成する資料（基本資料・会員名簿・ホームページ）に賛助会員（団体）名を掲載できる。また、希望者に限りリンクサービスをする事ができる。
- (9) 賛助会員（団体）の代表者又は、代表者より指名されたものは、本会議所議所新春互礼会に参加することができる。
- (10) 賛助会員（団体）と正会員は兼ねることができない。ただし、賛助会員（団体）と特別会員、賛助会員（団体）と賛助会員（個人）は兼ねることができる。
- (11) 賛助会員（団体）が本会議所へ出向者を出す場合、出向者の会員等諸規則は正会員の入会及び資格審査規程を準用する。

竹原JCサポーター入会申込書

2023年 月 日

一般社団法人竹原青年会議所 宛

この度、貴会議所の趣旨に賛同し、賛助会員（団体）として入会を希望します。

貴社名 (団体名)				
代表者名				
住所				
担当者名				
連絡先	電話		F A X	
	Eメール			
賛助会費口数	口 円 (1口 30,000円)			
メール配信	竹原青年会議所が開催する各種事業などのお知らせメールを希望する方は受信するメールアドレスをご記入ください。			
ホームページ				
リンクサービスの希望	あり・なし			